

豊富小学校「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

①学校におけるいじめの防止

◇学級経営の充実

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Ｑ－Ｕ調査等を活用して児童や学級の実態を把握し、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・「わかる授業」の実践に努め、児童が学ぶ楽しさや成就感をもてるようにする。

◇道徳教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

◇特別活動の充実

- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・学級活動や縦割り活動を通じて、協力したり協調したりする経験値を増やし、人権尊重の精神や思いやりの心を育むと共に、居場所づくりを進める。

◇相談体制の整備

- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- ・保護者の相談日（時間）を設定する。
- ・必要に応じて、SC 等への相談やカウンセリングへつないでいく。

◇学校相互間の連携

- ・中学校、小学校、及び、児童の就学していた保育園・幼稚園等との情報交換を行う。

②いじめの早期発見のための措置

※年間指導計画は別表

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年３回実施するとともに、意見箱の設置等、必要な措置を講じる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する

職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- ・全校児童のインターネットに関する使用状況の調査を行い、現状把握に努めると共に、保護者に結果を公表し、問題がある場合は連携して指導を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等
〈活動〉アンケート調査並びに教育相談にすること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処にすること。
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・いじめの防止等を日常的、継続的に行うため、職員会議に情報交換及び共通理解を図る時間を設定する。
〈構成員〉全教職員
〈活動〉配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。
〈開催〉職員会議に時間を設定する。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの事実は認められないが、いじめに発展する可能性が推察される場合、その必要性が認められる時は、関係する児童、保護者に対する支援と助言を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、中央市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組にすること。
- ・いじめの再発を防止するための取組にすること。

	指 導 等 の 内 容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学年P総会】
5月	○いじめ生活アンケート ○QU検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○縦割り班編成 ○行事を通した人間関係づくり【自然教室】	○保護者との情報交換【家庭訪問】
6月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○いじめ対策委員会	○行事を通した人間関係づくり【豊富オリエンテーリング】	
7月	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【学年の1学期まとめの会】	○保護者との情報交換・いじめ対策についての啓発【地区別懇談会】
8月	○QU検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○生徒指導に関する研修【校内研究】	○夏季休業中の実態把握	
9月	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【秋季大運動会】	
10月	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【校外学習・修学旅行】 ○幼・保・小連携会議	
11月	○いじめ生活アンケート ○いじめ対策委員会 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【音読発表集会】 ○学校評価アンケートの実施	○いじめ対策についての啓発【授業参観】 ○学校評価アンケートの実施
12月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【学年の2学期まとめの会】	○保護者との情報交換【個別懇談】
1月	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【スキー教室】 ○冬季休業中の実態把握	
2月	○いじめアンケート ○いじめ対策委員会 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【児童総会】	○保護者との情報交換・いじめ対策についての啓発【授業参観・学年P総会】
3月	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会・卒業式】 【学年の3学期まとめの会】	